

## 配偶者暴力等に関する保護命令の申立てについてQ&A

～ 保護命令の申立てを希望される方へ ～

京都地方裁判所 第5民事部保全係

電話：075-257-9189

### Q1 保護命令とは何ですか。

A1 相手方からの申立人に対する身体への暴力等を防ぐため、裁判所が相手方に対して命じる決定です。次の(1)から(5)の内容を求めることができます。

なお、(3)の子への接近禁止命令、(4)の親族等への接近禁止命令、(5)の電話等禁止命令は、それだけを単独で求めることはできません。(1)の申立人に対する接近禁止命令が同時に出る場合か、既に出ている場合のみ発令されます。

#### (1) 接近禁止命令

6か月間、申立人の身辺につきまったり申立人の住居（相手方と同居する住居は除く。）や勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令です。

#### (2) 退去命令

夫婦等が同居している場合で、申立人が同居する住居から引越しをする準備等のために、相手方に対して、2か月間住居から出ていくことを命じ、かつ同期間その住居の付近をはいかいすることを禁止する命令です。

#### (3) 子への接近禁止命令

相手方が子を連れ戻すなど子に関して申立人が相手方に会わざるを得なくなる状態を防ぐため必要があると認められるときに、6か月間、申立人と同居している子の身辺につきまったり、住居（相手方と同居する住居は除く。）や学校等の付近をはいかいすることを禁止する命令です。

#### (4) 親族等への接近禁止命令

相手方が申立人の実家など密接な関係にある親族等の住居に押し掛けて暴れるなどその親族等に関して申立人が相手方に会わざるを得なくなる状態を防ぐため必要があると認められるときに、6か月間、その親族等の身辺につきまったり、住居（相手方と同居する住居は除く。）や勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令です。

#### (5) 電話等禁止命令

6か月間、相手方から申立人に対する面会の要求、深夜の電話やFAX送信、メール送信など一定の迷惑行為を禁止する命令です。

**Q 2 申立ての前に、しておくことはありますか。**

A 2 申立ての前に、相手方からの暴力等について、警察署（交番ではありません）又は配偶者暴力相談支援センター（京都府内には、下記の4つのセンターがあります。）のいずれかに「直接」出向いて相談しておくことが必要です（電話での相談では足りません）。

記

- (1) 京都市DV相談支援センター（電話：075-874-4971）
- (2) 京都府家庭支援総合センター（電話：075-531-9910）
- (3) 京都府南部家庭支援センター（電話：0774-43-9911）
- (4) 京都府北部家庭支援センター（電話：0773-22-9911）

**Q 3 どの裁判所に申立てをするのですか。**

（京都地方裁判所へ申立てできるのは、どのような場合ですか。）

A 3 京都地方裁判所へ申立てができるのは、次のいずれかの場合です。

- (1) 相手方又は申立人の住居所が、京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、南丹市（旧美山町に限る）、木津川市、乙訓郡、久世郡、綴喜郡、相楽郡にあるとき
- (2) 相手方からの暴力等が行われた場所が、上記地域内であるとき

**Q 4 どんなときに申立てができますか。**

A 4 夫婦関係等の継続中に身体への暴力（又は生命等に対する脅迫）を受けた申立人が、今後、身体的暴力を振るわれて生命や身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに申立てができます。夫婦関係等を解消した後に受けた暴力等のみを基に保護命令を申し立てることはできません。

**Q 5 保護命令に違反するとどうなりますか。**

A 5 保護命令に違反した者には、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金が科せられます。

**Q 6 申立てにはどのような書類等が必要ですか。**

A 6 保護命令申立書を作成・提出することになります。申立ての際には、次のような書類が必要です。申立書を2部と証拠書類の写しを2部、添付書類の原本を1部提出してください。

なお、当庁では、原則として提出された当日に裁判官の面談を受けてもらいますから、必ず本人自身が来て提出してください。

- (1) 収入印紙1000円分、郵便切手3226円分〔(券種内訳：500円+140円+84円+50円)×4枚と、(10円, 2円, 1円)×10枚〕
- (2) 当事者間の関係を証明する資料
  - ① 法律上又は事実上の夫婦であることを証明する資料(添付書類)  
例えば、戸籍謄本、住民票等(当事者双方のもの。)
  - ② 申立人と相手方との関係が生活の本拠を共にする交際であることを証明する資料(証拠書類)  
例えば、申立人及び相手方の住民票、生活の本拠における交際時の写真、メール又は手紙、住居所における建物の登記事項証明書又は賃貸借契約書の写し、請求先の住所を同じくする電気料金・水道料金・電話料金の支払請求書の写し等
- (3) 暴力・脅迫を受けたことを証明する資料(証拠書類)  
例えば、診断書、怪我の写真、陳述書 等
- (4) 相手方から今後身体的暴力を振るわれて生命、身体に重大な危害を受けるおそれの大きいことを証明する資料(証拠書類)  
例えば、本人や第三者の陳述書 等

**【以下は対象となる場合のみ】**

- (5) 子への接近禁止命令を求める場合  
接近禁止の対象となる子が15歳以上のときは、その子の同意書(証拠書類)  
同意書の署名がお子さん本人のものであることが確認できるもの(学校のテストや手紙等)を同時に提出してください(添付書類)。
- (6) 親族等への接近禁止命令を求める場合
  - ① 接近禁止の対象者の同意書(対象者が15歳未満の場合又は成年被後見人の場合は、その法定代理人の同意書)(証拠書類)  
同意書は対象者(法定代理人)本人に署名押印してもらい、対象者の署名押印であることが確認できるもの(手紙、印鑑証明書等)を同時に提出してください(添付書類)。
  - ② 対象者の戸籍謄本、住民票、その他申立人本人との関係を証明する書類(添付書類)  
成年後見人による同意書には、これらに加え資格証明書の提出が必要です(添付書類)。
  - ③ 対象者への接近禁止命令が必要である事情を明らかにする対象者作成の陳述書など(証拠書類)